

最上嘉一郎さん 地域農業の振興に貢献 北海道産業貢献賞(農業関係功労者)受賞

多年にわたり北海道の農業の発展に貢献され、その功績が顕著な方に贈られる平成20年度北海道産業貢献賞(農業関係功労者)に美国町の最上嘉一郎さん(88歳)が受賞され、2月10日札幌市内のホテルにて受賞式が行われました。受賞後は役場を訪れ、松井町長に受賞の報告をされました。



最上さんは、昭和53年から平成20年までの30年間にわたり農業委員会委員、会長職務代理として農地行政の適正な執行と農業委員会の円滑な運営に努め、特に離農に伴う遊休農地の解消に向けて農地の権利移動やあつせん事業を積極的に推進し、混在化した農地の集約に力を注が



れ、また、換地事業の実施による農地流動化の促進に尽力するなど、地域農業の振興に多大の貢献をされました。

また、農地の利用調整とともに、カボチャ、アスパラガス等の積丹ブランドの確立や自給飼料の確保のため、積丹・古平国営草地開発事業の実施を推進するなど積丹町の農業の主体である酪農畜産や畑作にも多大な貢献をされました。

この受賞を心から祝福するとともに、今後ますますのご活躍をお祈りします。

平成21年4月から

国民健康保険事業・介護保険事業は 後志広域連合が「保険者」になります

ここが変わります

被保険者証等について、4月1日から保険者が「積丹町」から「後志広域連合」になるため、現在使用している被保険者証が新しくなります。へ表へ新しい介護保険被保険者証は、3月下旬に郵送で配付し、国民健康保険被保険者証については、4月中に郵送又は役場窓口等で交付いたします。

手続きは、従来どおり役場窓口で行うことができます

介護保険の要介護認定申請や届出、国民健康保険の資格取得・喪失の届出などの各種手続き、納付相談など役場の窓口で行っている事務については、従来どおり役場窓口で行います。〔図〕介護保険の高額介護サービス費、国民健康保険の高額療養費などの支給申請の手続きについても、従来どおり役場の窓口まで領収書・印鑑・預金通帳を持

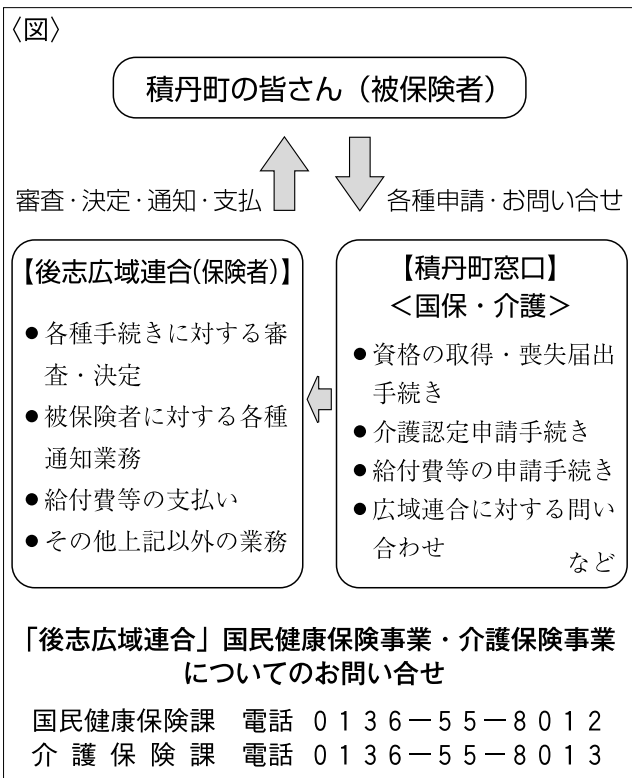
参し、手続きをしてください。

保険料について

介護保険料は、平成21年度から平成23年度までの第4期については国の計算式により、積丹町が算出し、広域連合議会で決定し賦課した保険料額となります。また、国民健康保険税も従来どおり積丹町が定めた保険料額となります。

〈表〉新しくなる被保険者証等一覧

国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険標準負担額減額認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 介護保険特定負担限度額認定証 介護保険負担限度額認定証 介護保険利用者負担減免除認定証等



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

～平成21年度の保険料 あなたの納め方は？～

平成21年度の保険料について、9月までの納め方をお知らせします。10月以降の納め方は、あらためてお知らせします。

なお、基本的なパターンを説明していますが、あてはまらない場合はお問い合わせください。

※次の場合は、年金差し引きにはなりませんので、ご注意ください。

こんな場合	納め方
①年金差し引きから口座振替への変更を市町村に申し出た場合 (申し出の時期により、口座振替に変更する時期は異なります)	口座振替
②年金の年額が18万円未満の場合(介護保険料が年金から差し引かれていない場合)	納入通知書または口座振替
③介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が差し引かれている年金額の半分以上を超える場合	納入通知書または口座振替

※納入通知書または口座振替の場合の納期は、7月から2月までの8期です。

1 これまで年金から差し引かれている方

平成21年4月からも年金から差し引かれます。
4・6・8月の保険料額は、原則、2月の保険料と同じ額が差し引かれます。

2 平成20年4月2日から同年10月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年4月からは年金から差し引かれます。
保険料額は、4月1日から15日までにお送りする「仮徴収額決定通知書」等でご確認ください。

3 平成20年10月2日から同年12月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年6月からは年金から差し引かれます。
保険料額は、6月15日までにお送りする「仮徴収額決定通知書」等でご確認ください。

6 上記1～5に当てはまらない方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年度も納入通知書または口座振替で納めます。

ただし、平成21年度の保険料額によっては、10月から年金差し引きに変わる場合もあります。

保険料額および納付方法は、6月または7月にお送りする「保険料額決定通知書」等でご確認ください。

4 平成20年12月2日から平成21年2月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年8月からは年金から差し引かれます。

保険料額および納付方法は、6月または7月までにお送りする「保険料額決定通知書」等でご確認ください。

5 保険料が軽減されたことによって平成20年10月から納めなかった方

平成20年度の保険料を4・6・8月の年金差し引きで納め終った方は、10月以降納める必要がありませんでしたが、平成21年度の保険料は、平成21年9月までは納入通知書または口座振替で、10月からは年金から差し引かれます。

保険料額および納付方法は、6月または7月にお送りする「保険料額決定通知書」等でご確認ください。

お問い合わせ

詳しくは、次のところへお問い合わせください。

積丹町役場住民福祉課

電話 0135 (44) 2111 内線293

北海道後期高齢者医療広域連合

電話 011 (290) 5601

よくある質問 Q. 4月の保険料はなぜ「仮徴収額」というのか？

A. お答えします！

保険料は本来、前年の所得で計算しますが、4月はまだ前年の所得が確定していない時期なので、4月の年金からは、暫定的に2月分の保険料と同じ額を差し引きます。

本来の正式な保険料は、6月または7月にあらためてお知らせします。このため、正式にお知らせする前の暫定的な額であることから「仮徴収額」といいます。